東かがわ市規則第36号

東かがわ市福祉医療費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月８日

東かがわ市長　上村一郎

東かがわ市福祉医療費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東かがわ市福祉医療費支給に関する条例施行規則（平成29年東かがわ市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等への審査・支払事務の委託） 第14条　市長は、条例第７条第３項の規定により、現物給付の対象医療機関からの請求であって医療に関する給付に係るものに係る同項の事務を、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険団体連合会に委託する。	（社会保険診療報酬支払基金等への審査・支払事務の委託） 第14条　市長は、条例第７条第３項の規定により、現物給付の対象医療機関からの請求であって医療に関する給付に係るものに係る同項の事務を、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託する。

附　則

この規則は、令和８年10月１日から施行する。